

令和元年9月第4回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第8号
受理年月日	令和元年9月24日
件名	所得税法56条見直しの国への意見書を求める請願書
請願者の住所及び氏名	松阪市大口町438番地1 松阪民主商工会婦人部長 松井 松美
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	殿村 峰代 栗谷 建一郎 久松 倫生

2019 年 9 月 24 日

松阪市議会議長  
大平勇様

所得税法 56 条見直しの国への意見書を求める請願書

請願者 松阪市大谷町 438-1  
松阪民主商工会婦人部長  
松井松美

紹介議員

久松倫生 栗谷建一郎 殿村峰代

【請願趣旨】

貴議会におかれましては、市民の福祉と生活向上のためにご尽力いただき敬意を表します。

私たち松阪民主商工会婦人部は、地元の中小零細事業者で構成され、くらしと営業を支え、地域経済の担い手として活動している女性の集まりです。

私たちは、個人事業主による配偶者と親族への対価の支払いを税法上で必要経費として認めていない所得税法 56 条の見直しを求めて運動して参りました。

所得税法 56 条は、事業主の配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないという条文趣旨に基づき家族従事者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。家族従事者の労働は適正に評価されず社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。

57 条で、青色申告なら必要経費として認められますが、働いている実態が同じでも申告方法の選択によって納税者を差別することがあっていいのでしょうか。

2016 年 2 月の国連女性差別撤廃委員会は「所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念」し「所得税法の見直しを検討することを要請」しています。

日本弁護士連合会からも、「政府は検討するとしながらもいまだ実現していない」旨の批判が出されています。

所得税法 56 条の問題について、500 を超える自治体議会から見直しを求める意見書が出されています。三重県議会は、すでに 2011 年に見直しの意見書が出されています。

松阪市議会におかれましては、こうした国際的、国内的な動向を踏まえて、国に対し所得税法 56 条の見直しの意見書をあげていただきますよう請願いたします。

【請願項目】 国に対し、所得税法 56 条の見直しを求める意見書を提出すること。

以上

